

## 福崎町自治基本条例検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 住民自治の基本理念および自治体運営の基本原則などを定める福崎町自治基本条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定に当たり、条例の素案を作成するため、福崎町自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は条例の素案を作成し、これを町長に提案するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、必要のつど町長が委嘱する。

(1)町議会議員

(2)各種団体の代表者

(3)公募委員

(4)学識経験者

(5)前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員会の議長となる。

2 委員会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 委員長は委員会において必要と認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事会との連携)

第6条 委員会は所掌事務を検討するにあたり、別途町長が設置する自治基本条例検討幹事会（「以下幹事会」という）と連携を図るものとする。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初の委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 この要綱は、第2条に規定する町長への提案を行った日限りで、その効力を失う。